

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 元年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ヨシダ キデン カブシキガイシャ 吉田機電株式会社
 住所 奈良市法華寺町213番1
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリンマリヤク ヨシダ シンヤ 代表取締役 吉田 真也
 電話番号 0742-35-9731
 FAX番号 0742-35-9730
 メールアドレス tanaka@yoshida-kidenn.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

代表者変更の経過 吉田 武人---> 高橋 敏彦---> 吉田 真也

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 元年 月 日

届出者

氏名又は名称 吉田機電株式会社
住 所 奈良市法華寺町213番
代表者氏名 代表取締役 吉田 真也



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	よしだきでんかぶしがいしゃ 吉田機電株式会社		
住 所	奈良市法華寺町213番1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 よしだ しんや 吉田 真也		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の変更	代表取締役 高橋 敏彦	代表取締役 吉田 真也	令和 元年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

代表者変更の経過

吉田 武人 → 高橋 敏彦 → 吉田 真也

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 元 年 月 日

申請者

氏名又は名称 吉田機電株式会社
住 所 奈良市法華寺町213番1
代表者氏名 代表取締役 吉田 真也



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良市法華寺町 2 1 3 番 1
吉田機電株式会社

会社法人等番号	1500-01-002576	
商号	<u>株式会社吉田商店</u>	
	吉田機電株式会社	昭和42年 4月 1日変更 -----
本店	<u>奈良市紀寺町下五反田388番地</u>	
	奈良市法華寺町 2 1 3 番 1	平成13年 5月 1日移転 -----
公告をする方法	官報に掲載して之を為す	
会社成立の年月日	昭和21年6月6日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>電気機械器具並びに電気関係用品の販売</u> 2. <u>冷凍空調機、理化学機器、動力機械及び各種機械工具並びに関連諸材料の販売</u> 3. <u>機械器具設置、電気施設及び配線工事、冷凍空調設備及び各種管工事、消防施設工事</u> 4. <u>土木工事、水道施設工事、建設工事</u> 5. <u>上下水道工事</u> 6. <u>水質浄化維持装置の製造販売</u> 7. <u>不動産の賃貸借、管理並びに倉庫の経営</u> 8. <u>代理店業務</u> 9. <u>前各号に附帯する一切の業務</u> 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気機械器具並びに電気関係用品の販売 2. 冷凍空調機、理化学機器、動力機械及び各種機械工具並びに関連諸材料の販売 3. 機械器具設置、電気施設及び配線工事、電気通信工事、冷凍空調設備及び各種管工事、消防施設工事 4. 土木工事、水道施設工事、建設工事 5. 上下水道工事 6. 水質浄化維持装置の製造、販売 7. 不動産の賃貸借、管理並びに倉庫の経営 8. 代理店業務 9. 前各号に附帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">令和 1年 5月 28日変更 令和 1年 6月 4日登記</p>	

発行可能株式総数	300万株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 180万株		
資本金の額	金9000万円		
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない		
役員に関する事項	取締役	<u>吉田 武人</u>	平成27年 5月25日重任
			平成27年 6月 1日登記
	取締役	<u>吉田 武人</u>	平成28年 5月26日重任
			平成28年 5月30日登記
	取締役	<u>吉田 武人</u>	平成29年 5月25日重任
			平成29年 5月31日登記
	取締役	<u>吉田 武人</u>	平成30年 5月25日重任
			平成30年 5月28日登記
	取締役	<u>吉田 武人</u>	令和 1年 5月28日重任
			令和 1年 6月 4日登記
	取締役	<u>高橋 敏彦</u>	平成27年 5月25日重任
			平成27年 6月 1日登記
	取締役	<u>高橋 敏彦</u>	平成28年 5月26日重任
			平成28年 5月30日登記
	取締役	<u>高橋 敏彦</u>	平成29年 5月25日重任
			平成29年 5月31日登記
取締役	<u>高橋 敏彦</u>	平成30年 5月25日重任	
		平成30年 5月28日登記	
		令和 1年 5月28日退任	
		令和 1年 6月 4日登記	

	<u>取締役</u>	<u>石 山 光 剛</u>	平成 2 7 年 5 月 2 5 日 重 任
			平成 2 7 年 6 月 1 日 登 記
	<u>取締役</u>	<u>石 山 光 剛</u>	平成 2 8 年 5 月 2 6 日 重 任
			平成 2 8 年 5 月 3 0 日 登 記
	<u>取締役</u>	<u>石 山 光 剛</u>	平成 2 9 年 5 月 2 5 日 重 任
			平成 2 9 年 5 月 3 1 日 登 記
	<u>取締役</u>	<u>石 山 光 剛</u>	平成 3 0 年 5 月 2 5 日 重 任
			平成 3 0 年 5 月 2 8 日 登 記
	<u>取締役</u>	<u>石 山 光 剛</u>	令 和 1 年 5 月 2 8 日 重 任
			令 和 1 年 6 月 4 日 登 記
	<u>取締役</u>	<u>青 柿 昇</u>	平成 2 7 年 5 月 2 5 日 重 任
			平成 2 7 年 6 月 1 日 登 記
	<u>取締役</u>	<u>青 柿 昇</u>	平成 2 8 年 5 月 2 6 日 重 任
			平成 2 8 年 5 月 3 0 日 登 記
			平成 2 9 年 5 月 2 5 日 退 任
		平成 2 9 年 5 月 3 1 日 登 記	
<u>取締役</u>	<u>吉 田 真 也</u>	平成 2 7 年 5 月 2 5 日 就 任	
		平成 2 7 年 6 月 1 日 登 記	
<u>取締役</u>	<u>吉 田 真 也</u>	平成 2 8 年 5 月 2 6 日 重 任	
		平成 2 8 年 5 月 3 0 日 登 記	
<u>取締役</u>	<u>吉 田 真 也</u>	平成 2 9 年 5 月 2 5 日 重 任	
		平成 2 9 年 5 月 3 1 日 登 記	
<u>取締役</u>	<u>吉 田 真 也</u>	平成 3 0 年 5 月 2 5 日 重 任	
		平成 3 0 年 5 月 2 8 日 登 記	
<u>取締役</u>	<u>吉 田 真 也</u>	令 和 1 年 5 月 2 8 日 重 任	
		令 和 1 年 6 月 4 日 登 記	

神戸市東灘区住吉山手四丁目11番36-2403号 代表取締役 吉田武人	平成27年 5月25日重任
	平成27年 6月 1日登記
	平成28年 5月26日重任
	平成28年 5月30日登記
	平成29年 5月25日重任
神戸市東灘区住吉山手四丁目11番36-2403号 代表取締役 吉田武人	平成29年 5月31日登記
	平成30年 5月25日重任
	平成30年 5月28日登記
	令和 1年 5月28日重任
	令和 1年 6月 4日登記
京都府相楽郡精華町光台七丁目40番地3 代表取締役 高橋敏彦	平成27年 5月25日重任
	平成27年 6月 1日登記
	平成28年 5月26日重任
	平成28年 5月30日登記
京都府相楽郡精華町光台七丁目40番地3 代表取締役 高橋敏彦	平成29年 5月25日重任
	平成29年 5月31日登記
	平成30年 5月25日重任
	平成30年 5月28日登記
京都府相楽郡精華町光台七丁目40番地3 代表取締役 高橋敏彦	令和 1年 5月28日退任
	令和 1年 6月 4日登記
	令和 1年 5月28日就任
	令和 1年 6月 4日登記
大阪市中央区淡路町二丁目5番1-1502号 代表取締役 吉田真也	令和 1年 5月28日就任
	令和 1年 6月 4日登記
	平成24年 5月28日重任
	平成24年 6月 4日登記
監査役 北中正紀	平成28年 5月26日重任
	平成28年 5月30日登記

支配人に関する事項	<u>埼玉県春日部市大字薄谷207号</u> <u>青 柿 昇</u> 営業所 <u>東京都中央区京橋一丁目6番12号</u>	平成18年 5月 1日平成 17年法律第87号第136 条の規定により移記
		平成29年 5月25日辞任
		平成29年 5月31日登記
	<u>大阪府羽曳野市学園前五丁目9番2号</u> <u>石 山 光 剛</u> 営業所 <u>大阪市東成区東小橋一丁目15番19号</u>	平成25年 6月 3日登記
		平成30年 5月25日辞任
		平成30年 5月28日登記
	<u>東京都杉並区阿佐谷北四丁目8番6号</u> <u>松 浪 功</u> 営業所 <u>東京都中央区京橋一丁目6番12号</u>	平成29年 5月31日登記
		令和 1年 5月28日辞任
		令和 1年 6月 4日登記
	<u>大阪市中央区淡路町二丁目5番1号スプランデ イッド淀屋橋DUE1502</u> <u>吉 田 真 也</u> 営業所 <u>大阪市東成区東小橋一丁目15番19号</u>	平成30年 5月28日登記
		令和 1年 5月28日辞任
		令和 1年 6月 4日登記
支 店	1 大阪市東成区東小橋一丁目15番19号	
	2 東京都中央区京橋一丁目6番12号	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記

奈良市法華寺町213番1
吉田機電株式会社

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年7月25日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和元年6月28日

大阪法務局
登記官

片山勝也



定 款

吉 田 機 電 株 式 会 社

令和元年5月28日改定

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、吉田機電株式会社 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は下記の事業を営む事を目的として設立する株式会社とする。

1. 電気機械器具並びに電気関係用品の販売
2. 冷凍空調機、理化学機器、動力機械及び各種機械工具並びに関連諸材料の販売
3. 機械器具設置、電気施設及び配線工事、電気通信工事、冷凍空調設備及び各種管工事、消防施設工事
4. 土木工事、水道施設工事、建築工事
5. 上下水道工事
6. 水質浄化維持装置の製造、販売
7. 不動産の賃貸借、管理並びに倉庫の経営
8. 代理店事業
9. 前各号に附帯する一切の事業

(本店及び支店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良市に置き、大阪市に大阪支店を置く。
但し必要ある場合には取締役会の決議をもって支店、出張所を設けることがある。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第 2 章 資本及び株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、300万株とする。

(新株の発行)

第6条 新株の発行は取締役会の決議による。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当会社の株式について、名義書換又は質権の登録若しくは信託財産の表示及び抹消を請求する時は、当会社所定の書式によって行う。

(印鑑の提出)

第10条 株主は氏名、住所及び印鑑を当会社に届出しなければならない。但し、氏名の変更又は氏名に変更をきたす身分の変更をした時は、変更を証する書面を添付しなければならない。

2. 前項の届出が無い時は、当会社に対抗する事はできない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第11条 相続、遺言、会社の合併その他の一般承継により株式を取得したときは、その取得を証する書面を提出しなければならない。この場合、当会社は、株式を取得した者に対し、当該一般承継により取得した株式を当社に売り渡すよう請求することができる。

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年事業年度末日とする。

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(招集地)

第14条 株主総会の招集地は、本店又は大阪支店とする。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を行使できる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれを当てる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長及び出席した取締役が記名押印して当会社に保存する。

第3章 役員

(員数及び選任の方法)

第19条 当会社の役員を、取締役は3名以上、監査役を3名以内とし、株主総会において総株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(取締役及び監査役の解任)

第21条 取締役及び監査役は何時にても株主総会の決議をもって解任する事ができる。

(取締役及び監査役の任期伸長)

- 第22条 取締役又は監査役に欠員がある時は遅滞なくその選任をしなければならない。但し欠員があっても法定員数を欠かず且つ職務を行うのに支障がないと認められた場合は、次回定時株主総会においてその選任を行うことができる。
2. 補欠又は増員で選任した取締役の任期は現任取締役の任期の満了する時までとする。
 3. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役の設置)

第23条 当社は取締役会を置く。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は会日の3日前迄に発するものとする。但し、緊急を要する時は短縮することができる。

(業務執行の決定)

第25条 当社の業務執行は、取締役の過半数が出席し、その過半数の賛成による決議をもって決する。

(代表取締役の選定)

第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
会社を代表すべき取締役は会社の営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。

(役付取締役)

第27条 取締役会は、その決議によって会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(監査役の設置及び監査範囲の限定)

第28条 当社は監査役を置く。監査役は、会計に関するものに限り監査を行う。

(取締役会の決議等の省略)

第29条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第30条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名押印して当会社に保存する。

(報酬等)

第31条 取締役及び監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第4章 会 計

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は1ヶ月を一計算期とし、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第33条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対してこれを支払う。

2. 配当支払確定後満2年を経過したときは、会社はその支払いの義務を免れるものとする。未払剰余金の配当に対しては利息を支払わない。

第5章 解散及び清算

(清算人)

第34条 会社が解散した時は、取締役がその清算人となる。但し、株主総会において他人を選任する事ができる。

(清算人の解任)

第35条 前条但書の規定により選任した清算人は何時にても株主総会の決議をもって解任する事ができる。

令和元年7月4日

奈良市法華寺町213番1

吉田機電株式会社

代表取締役 吉田真也



遅延理由書

令和 元年 7月 3日

奈良市法華寺町213番1

吉田機電株式会社

代表取締役 吉田 真也



指定給水工事事業者指定事項変更届書の申請が遅延したのは、
下記の理由のためです。

記

業務が多忙だったため。

以上